

佐渡島島留学学生受入促進業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 業務の目的

本市は毎年約 1,000 人を超える人口減少が続いており、少子高齢化の影響で高等学校における生徒数は減少し続けている。こうした中、令和7年3月に新潟県より公表された「県立高校の将来構想」における高等学校の学級減・統廃合の構想を受け、持続可能な島づくりを進めるためにも県外からの積極的な生徒の募集が必要な状況にある。

これまで、島外からの留学生を受け入れる「地域みらい留学」(高校島留学)を、新潟県立羽茂高等学校において実施してきたが、令和7年度からは佐渡高等学校・佐渡総合高等学校も加えた島内3校で募集を開始した。地域みらい留学は息の長い関係人口構築、地域の高校の生徒数維持、また教育の魅力化への寄与といった効果が見込まれるが、当市においては3校における取組が始まったばかりであり、生徒の募集・受入体制確立・将来像の描出等がまだまだ道半ばの状況である。

本業務では、この島内3校による地域みらい留学の受入に関して、オンラインや首都圏でのイベント、HP や SNS を通じた発信により、認知度向上と生徒募集を行うとともに、高校の魅力を掘り起こし、更に磨いていくことで、全国から生徒の集まる環境作りを目指す。佐渡市が教育の魅力を高め、全国から生徒が集まる環境を整えることを目指し、将来的には地域全体の活性化に貢献することを目的に、本業務を実施する。

(2) 業務委託の内容

「委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

※本業務は、令和8年度佐渡市当初予算に係る佐渡市議会の議決をもって執行されることから、上記期間の委託契約を確約するものではないことに留意すること。

※本業務内容の成果に基づき、委託期間を更新する場合がある。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書提出日を基点として、次に掲げる要件を全て満たす、佐渡市内に事業所を有する法人等とする。なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 参加表明書の提出日現在において、佐渡市の令和8・9・10年度入札参加資格名簿に登録されたものであること。ただし入札参加資格名簿に登録されていない場合は、今回の業務のみ、下記の①、②の書類一式を参加表明書と同時に提出することで参加資格があるものとみなす。

- ① 商業・法人登記簿謄本の写し
- ② 税の滞納がないことの証明書類(直近年度の納税証明書の写し等)

ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、佐渡市から入札参加資格者失格指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でない者。

3 実施スケジュール

項目	日程
質問書の受付期間・プロポーザル参加者募集期間(参加表明書の提出期間)	令和8年3月6日(金)から 令和8年3月17日(火)正午まで
質問書に対する回答	令和8年3月19日(木)
企画提案書の提出期限	令和8年3月23日(月)午後5時まで
審査(プレゼンテーション)	令和8年3月25日(水)
審査選定結果通知	令和8年3月26日(木)

4 質問の受付

本募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の受付期限

令和8年3月17日(火)正午まで

- (2) 提出方法

質問は、件名に「佐渡島島留学学生受入促進業務委託に係る質問(事業者名)」を明記のうえ、質問書(様式第1号)を添付し、電子メールにより提出すること。

- (3) 提出先

佐渡市地域振興部移住交流推進課 r-iju@city.sado.niigata.jp

- (4) 回答方法

令和8年3月19日(木)に参加表明書の提出者全員に電子メールで回答する。

5 参加表明書の提出等

- (1) 資料の配布

実施要項等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

- (2) 参加

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書(様式第2号)を提出すること。

- (3) 提出方法

件名に「佐渡島島留学学生受入促進業務委託に係る参加表明書(事業者名)」を明記のうえ、参加表明書(様式第2号)を添付し、電子メールにより提出すること。

送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

(4) 提出期限

令和8年3月 17 日(火)正午まで

(5) 提出先

佐渡市地域振興部移住交流推進課 r-iju@city.sado.niigata.jp

(6) 辞退の方法

参加表明書提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限の前日までに辞退届(様式第3号)を電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

6 企画提案書の提出等

企画提案書は、参加表明書の提出を行って参加資格の確認を受けた事業者のみ、提出できるものとし、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月 23 日(月)午後5時必着

(2) 提出先

佐渡市地域振興部移住交流推進課 r-iju@city.sado.niigata.jp

(3) 提出方法

件名に「佐渡島島留学学生受入促進業務委託に係る企画提案書(事業者名)」を明記のうえ、電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

(4) 提出書類(データをメールに添付)

(別紙様式1) 表題

(別紙様式2) 会社概要書

(別紙様式3) 業務の実施方法と実施体制

(別紙等式4) 類似業務の実績(総括責任者、担当者経歴について)

(別紙様式5) 業務に対する基本的考え方

(任意様式) 企画提案書

(任意様式) 見積書

(5) 企画提案書作成上の注意点

- ① 企画提案書は、A4判縦、横書き、文字は 11 ポイント以上とすること。
- ② 企画提案書の内容に不足がある場合、その項目は0点とする。

7 提出資料の取扱い等

(1) 企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書について書き換え又は撤回することはできない。

(3) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

8 審査方法

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者による企画提案を受け、佐渡市が組織する選考審査委員会が、「佐渡島島留学学生受入促進業務委託プロポーザル審査基準」に基づき評価を行い、受託候補者を選定する。

(2) 選考審査委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングについて

- ① 日時: 令和8年3月25日(水) ※午前を予定
- ② 場所: 佐渡市役所第一庁舎2階 会議室 1-202 (佐渡市千種 232 番地)
- ③ 出席者: 参加者側の出席者は2名までとする。
- ④ 実施順: 順番及び時間は、参加表明書を受理した後に電子メールにて連絡する。
- ⑤ 説明時間: 各参加者 15 分以内とする。
- ⑥ 資料等: 選考審査委員会では、提出された企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

9 結果の通知及び公表

選定結果は全ての参加者に電子メールにより通知する。また、受託候補者と委託契約締結後、佐渡市ホームページに公表する。

なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

10 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「2 参加資格要件」に定める要件を満たさない(満たさなくなった)者による提案。
- (2) 「5 参加表明書の提出等」に定める参加表明書を提出しなかった者による提案。
- (3) 「6 企画提案書の提出等」に定める提出期限を過ぎて提出された提案。
- (4) 企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約締結前に佐渡市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び受託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と受託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が委託契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案者が1者しかいない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。